

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(4)

目 次

人事委員会規則

- 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則 3
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4

人事委員会告示

- 富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正 5

~~~~~

## 規 則

~~~~~

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 31 日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第479号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の
一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第 183号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「公益財団法人富山県ひとづくり財団」を「公益財団法人富山県ひとづくり財団 一般社団法人地方税電子化協議会」に改め、「日本司法支援センター」、「一般社団法人富山県芸術文化協会」、「財団法人地域創造」、「社会福祉法人光風会」、「社会福祉法人たかおか新生会」、「公益社団法人富山市医師会」、「富山県信用保証協会」及び「公益財団法人富山県民福祉公園」を削る。

別表第 2 中「とやま医療健康システム株式会社」及び「株式会社富山県総合情報センター」を削る。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 31 日

富山県人事委員会

委 員 長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第480号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の知事部局の項中

「 | 会計管理者及び出納局長 | 」

を

「 | 会計管理者及び出納局長
| 首都圏本部長 | 」

に、

「 | 県立大学事務局長
| 東京事務所長
| 総合県税事務所長 | 1 種 | 」

を

「 | 県立大学事務局長
| 総合県税事務所長 | 1 種 | 」

に、

「 | 検査室次長 | 」

を

「 | 検査室次長 | |
| 首都圏本部の本部長代理及び副本部長 | |」

に、

「 | 県立大学の学生部長、工学部長及び入試・学生 | |
| 募集部長並びに事務局の課長 | |
| 東京事務所次長 | |」

を

「 | 県立大学の学生部長、工学部長及び入試・学生 | |
| 募集部長並びに事務局の課長 | |」

に改める。

別表第1の備考の1中「知事部局の項中」の次に「職員研修所の所長及び」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月31日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第481号

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「東京事務所」を「首都圏本部」に改める。

別表第2第2項第1号中「東京事務所」を「首都圏本部」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月31日

富山県人事委員会

委 員 長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第482号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

広域消防防災センター 富山空港管理事務所 職員研修所 公文書館 県立大学 東京事務所	所長、副所長、消防学校長 所長、次長 所長、次長、主任教授、教授、助教授 館長、副館長 学長、教授 事務局長、事務局次長、課長、主幹、総務課長 補佐 所長、次長、主幹
---	--

を

首都圏本部 広域消防防災センター 富山空港管理事務所 職員研修所 公文書館 県立大学	本部長、本部長代理、副本部長、主幹 所長、副所長、消防学校長 所長、次長 所長、次長、主任教授、教授、助教授 館長、副館長 学長、教授 事務局長、事務局次長、課長、主幹、総務課長 補佐
---	---

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県人事委員会告示第54号

富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月 1 日から施行する。

平成26年 3 月 31 日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

2 の表法別表第 1 に掲げる事業以外の事業の項中「公文書館 東京事務所」を「首都圏本部 公文書館」に改める。

